四日市港管理組合公報

第 9 6 5 号 平成 27 年 9 月 18 日 金曜日

目 次

規 則

○四日市港管理組合庁舎等管理規則の一部を改正する規則 (総務課) 2

告 示

○四日市港ポートビルの施設の場所等の一部を改正する告示 (総務課) 2

規則

四日市港管理組合庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 27 年 9 月 18 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴 木 英 敬

四日市港管理組合規則第7号

四日市港管理組合庁舎等管理規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合庁舎等管理規則(昭和50年四日市港管理組合規則第3号)の一部を次のように改正する。

第9条中「、第2会議室、第3会議室又は第4会議室」を「又は第2会議室」に改める。 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

四日市港管理組合告示第 10 号

四日市港ポートビルの施設の場所等(平成11年四日市港管理組合告示第7号)の一部を次のとおり改正します。

平成 27 年 9 月 18 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴 木 英 敬

1 事務室のうち「及び6階」を「、6階及び7階の一部」に改める。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1 四日市港管理組合経営企画部総務課 電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

http://www.yokkaichi-port.or.jp/